宮崎市地域貢献学術研究助成金交付要領

（趣旨）

第１条　この要領は、宮崎市地域貢献学術研究助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第２条に定める助成金の対象となる研究（以下「助成対象研究」という。）の選定に関し、要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（応募）

第２条　要綱第２条に定める助成対象者であって、助成金の交付を受けようとする者（以下「応募者」という。）は、要綱第５条の各号に掲げる書類を添えて、プレゼンテーション動画（10分以内）及び助成金応募申請書（様式第１号）を市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

２　前項の助成対象者のうち、要綱第２条第２号に定める学生であって、助成金の交付を受けようとするものは、前項に掲げる書類のほか、指導教官による推薦書を提出しなければならない。

３　応募者で教員であるものは、所属する大学等の承諾を得たうえで助成金応募申請書を提出しなければならない。

４　第１項の規定にかかわらず、複数年度にわたる研究の２年目以降の助成金の交付を受けようとする者は、これまでに実施した研究の内容及び今後実施予定の研究内容を取りまとめたプレゼンテーション動画（10分以内）並びに要綱第５条第２項の規定に基づく書類を提出しなければならない。

（審査委員会）

第３条　助成対象研究を選考するため、地域貢献学術研究助成金交付審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

２　審査委員会は、委員長及び委員で組織する。

３　委員長は、総合政策部長をもって充てる。

４　委員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

（１）総合政策課長

（２）その他応募のあった助成対象研究に関連する課室の長で委員長が指名する者

５　委員長は会務を総理し、審査委員会の会議の議長となる。

６　審査委員会の会議は、委員長が招集する。

７　審査委員会は、委員長が必ず出席することとし、委員長を除く委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

８　審査委員会の議事は、委員長を除く出席した委員の過半数で決するところによる。

９　委員長は、審査委員会において必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、意見を聞くことができる。

10　委員長は、必要があると認めるときは、書面による審査をもって会議に代えることができる。

（審査）

第４条　審査委員会は、助成対象研究を選考するため、応募者が提出したプレゼンテーション動画、助成金応募申請書及びその添付書類を対象に、別表１に定める審査項目及び審査基準に基づいて審査を行う。なお、委員長が必要と認めるときは、応募者に対して聞き取り並びに追加資料の提出を求めることができる。

２　応募者は、前項後段の規定による委員長からの求めがあった場合には、速やかに対応しなければならない。

３　応募者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

（１）提出した書類に虚偽の記載があった場合

（２）審査の公平性に影響を与える行為があった場合
（３）宮崎市補助金等交付規則、要綱及び本要領の規定に違反すると認められる場合
４　審査委員会は、複数年度にわたる研究の２年目以降の継続申請の審査については、応募者が提出したプレゼンテーション動画等の資料を対象に、別表２に定める審査項目及び審査基準に基づいて行う。

（審査結果の報告）
第５条　審査委員会は、審査結果に基づき評価順位や意見、交付申請上限額、助成対象研究として選定するにあたり付すべき条件（以下「選定条件」という。）その他必要な事項について取りまとめ、市長に報告するものとする。

（助成対象研究の選定）
第６条　市長は、前条に規定する審査委員会の報告をもとに、各審査項目の委員評点の平均値が基準点以上の研究について、過去の本助成金の交付状況を踏まえ、予算の範囲内で助成対象研究を選定する。
２　市長は、交付申請上限額や選定条件等を決定し、選定した助成対象研究の応募者に対して通知する。
３　市長は、助成対象研究に選定されなかった応募者に対して、その結果を通知する。

別表１（新規申請用）

審査項目		配点	審査基準
①	宮崎市の課題との関連性	40点	・研究テーマが宮崎市が抱える地域課題や行政課題に即しており、その解決に資するものであるか。 ・第六次宮崎市総合計画に掲げる施策の実現に向けた貢献度が高いか。
②	期待される成果と社会への還元方法	25点	・研究によって得られる成果が具体的かつ明確であるか。 ・成果の普及や政策提言など、社会や市政への還元方法が具体的であり、市総合計画の推進に寄与すると期待できるか。
③	計画の実現可能性	20点	・研究の計画（スケジュール）、実施体制、資金計画等が具体的かつ整合性が取れており、計画通りに遂行される可能性が高いか。
④	学術的な独創性と妥当性	15点	・既存の研究と比較して新規性や独創性が認められるか。 ・研究手法やアプローチ等は妥当であり、論理的に構成されているか。
合計		100点	※合計60点を基準点とする。

別表２（複数年度継続審査用）

審査項目		配点	審査基準
①	これまでの進捗と実績	40点	・前年度までの研究計画に対し、十分な進捗と成果が得られているか。 ・これまでの研究において生じた課題に対し、適切な対応や計画の修正が行われているか。

②	期待される成果と社会への還元方法	30点	・研究の最終的な成果の普及や政策提言など、社会や市政への還元方法が具体的であり、市の課題解決や総合計画の推進に寄与すると引き続き期待できるか。
③	今後の計画と実現可能性	30点	・当該年度以降の研究計画（スケジュール）、実施体制、資金計画等が具体的かつ整合性が取れており、計画通りに遂行される可能性が高いか。 ・プレゼンテーション動画の内容（これまでの実績と今後の予定）に一貫性があり、論理的であるか。
合計		100点	※合計60点を基準点とする。

附　則

この要領は、平成３０年３月２７日から施行する。

附　則（平成３１年２月２０日）

この要領は、平成３１年２月２０日から施行する。

附　則（令和２年５月２０日）

この要領は、令和２年５月２０日から施行する。

附　則（令和２年１１月２日）

この要領は、令和２年１１月２日から施行する。

附　則（令和３年１０月２２日）

この要領は、令和３年１０月２２日から施行する。

附　則（令和３年１１月１６日）

この要領は、令和３年１１月１６日から施行する。

附　則（令和５年１１月２１日）

この要領は、令和５年１１月２１日から施行する。

附　則（令和７年４月１日）

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和７年１２月２４日）

この要領は、令和７年１２月２４日から施行する。

附　則（令和８年４月１日）

この要領は、令和８年４月１日から施行する。